

## 【長期優良住宅認定申請 よくある不備について】

R7.3更新

### 共通

#### ■申請様式

- ・申請書の様式が間違っていないか（紙申請と電子申請で様式が違います）
- ・申請日の未記入（郵送の場合は到着予定日を記入すること）
- ・「新築／増築・改築」への丸囲い漏れ

#### ■申請手数料

- ・手数料を県収入証紙で納める場合、申請様式第一面の裏側に県収入証紙を貼っているか（金額は申請手数料を確認ください）
- ・郵送で書類を送付し手数料を電子納付する場合、申請書第一面の裏面に「手数料電子納付」の旨を明記しているか。
- ・確認書又は住宅性能評価書を添付しているか ※受けていない場合、申請手数料が異なります

#### ■その他

- ・委任状（原本）に委任日、連絡先（電話番号）、委任事項が記載されているか。

### 5条申請の場合

#### ■申請様式（第一面）

- ・文面中段の「5条（第1項、第2項、第3項）、（第4項、第5項）」へ丸囲い漏れ

#### ■申請様式（第二面）

- ・【10. 確認の特例】の有無チェック漏れ

#### ■申請様式（第四面）

- ・【5（または4）住宅の建築の実施時期の着工予定日】が申請日以降であるか  
※手数料の納付方法によって着工可能日が異なります。  
証紙での納付の場合→申請書受付日以降（郵送の場合は住宅課への到着日）  
電子納付の場合→手数料納付日以降

#### ■添付資料

- ・居住環境配慮基準チェックリストを添付しているか

※居住環境配慮基準チェックリストは、都市計画図や市町村都市計画担当へ確認の上、作成ください

- ・災害配慮基準チェックリストを添付しているか

※災害配慮基準チェックリストは、重ねるハザードマップやちば情報マップを確認の上、作成ください。

■その他

- ・地盤調査を実施している場合、調査報告書の写しを添付すること（確認書等添付有の場合不要）

※未実施の場合、設計想定地耐力が確保できなかった場合の対応を図面記載すること

## 9 条、10 条 申 請 の 場 合

■添付資料

- ・維持保全計画書等が添付されているか